

令和6年度第3回東久留米市子ども・子育て会議 会議録（全文筆記）

開催日時

令和6年10月3日（木） 午後7時00分～午後8時30分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- （1） 委 員 斎藤利之委員 小野寺桃子委員 蒔田春香委員 沢西欣哉委員
坪田のりこ委員 田中明美委員 池邊照彦委員 森山健史委員 波田桃子委員
鹿島洋子委員 大山裕美委員
- （2） 事務局 子ども家庭部長、子育て支援課長、児童青少年課長、こども家庭センター長、
福祉保健部健康課長、
保育・幼稚園係長、施設給付係長、子育て支援課主査、児童青少年係長、
こども政策係長、母子支援係長、健康課主査
- （3） オブザーバー（コンサルティング） 株式会社創建

欠席者 なし

傍聴者 4名

会議の議題

- 1. 開会
- 2. 「次期子ども・子育て支援事業計画」の事業説明について
- 3. 「量の見込みと確保方策（案）の検討」について
- 4. 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
- 5. 認定こども園における3号認定こどもの利用調整について
- 6. その他
- 7. 閉会

1. 開会

・会長

本日は大変お忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。8月の会議は台風接近に伴い、直前に会議中止のご連絡を差し上げました。申し訳ございませんでした。委員の皆様並びに事務局の皆さんの安全確保のため、会議を中止させていただいたという判断でございま

す。

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第3回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。委員お二人がまだお見えいただいておりますが、欠席の旨をいただいているわけではございませんので、後ほどこちらの方にお越しになられるのかと思います。

委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。会議に入る前に、こども家庭センター長よりご報告がありますので、よろしくお願いいたします。

・事務局

皆さんこんばんは。報告をさせていただきます。東久留米市子ども・子育て会議の委員であられました、落合幼稚園園長代理の橋本脩委員におかれましては、一身上の都合により、9月30日をもって委員の職を辞されましたので、ご報告をさせていただきます。橋本委員は令和3年8月から3年余りの間、子ども・子育て会議の委員としてご在籍をされておられました。この度、令和6年第3回東久留米市議会定例会におきまして、議会の承認を得まして、この10月1日より東久留米市教育委員会教育委員として着任をされたということでございます。なお、本日この場にはいらっしゃらないんですが、橋本委員からは子ども・子育て会議の皆様に対しまして、「これまで大変お世話になり感謝申し上げます。今後とも様々な場で、皆様とご一緒したりお世話になったりすることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。」とのご伝言を賜ったところでございます。なお、橋本委員の後任につきましては、現在調整中でございます。報告は以上でございます。

・会長

ありがとうございます。ということで、9月30日をもって委員を辞職されたということでございます。また、子ども・子育て会議の規則の中において、委員の構成においても、1人欠であっても、規則の中には特に該当することはございませんので、この会議はこのまま成立することになります。

それでは事務局より、本会議での議題内容等につきまして、ご説明をお願いいたします。

・事務局

それでは私から本会議での議題内容等に関しまして、説明を差し上げたいと思います。お手元に配付させていただいております次第の通り、

2. 「次期子ども・子育て支援事業計画」の事業説明について
3. 「量の見込みと確保方策（案）の検討」について
4. 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
5. 認定こども園における3号認定こどもの利用調整について
6. その他

でございます。

なお、本会議につきましては、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

・会長

ありがとうございます。それではここから会議の本論に入りたいと思います。事務局にお尋ねします。本日、傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

・事務局

いらっしゃいます。

・会長

ありがとうございます。いらっしゃるということですので、傍聴を希望される方の入場を許可いたします。お願いいたします。

はい。傍聴の方が着席されましたので、事務局から配付資料等の確認をお願いいたします。なお、傍聴の方におかれましては、東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準に定められております、傍聴人の遵守事項を留意していただき、議事に批評を加える、または拍手その他の方法で可否を表さない、騒ぎ立てるなどの議事を妨害しないこと等の事項をお守りいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

・事務局

それでは、配付させていただいた資料について確認をさせていただきます。今回、事前に配付させていただきました資料はございません。本日配付する資料は5点でございます。

資料1 地域子ども・子育て支援事業の説明

参考資料 児童福祉法等改正に伴う新規事業

資料2 子ども・子育て支援事業計画における確保方策（案）について

資料3 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

資料4 認定こども園における3号認定こどもの利用調整について

配付資料の確認につきましては、以上でございます。

・会長

事務局から資料等について説明がございましたが、結構な量でございますので、皆さんお手元をご確認いただいて、不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

本日会議終了時刻予定は午後9時となっております。もとより慎重審査を妨げるものではございませんが、委員の皆様におかれましてはこの点を踏まえて、円滑な議事進行にご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、次第2「次期子ども・子育て支援事業計画」の事業説明についてです。事務局よろしくお願いいたします。

2. 「次期子ども・子育て支援事業計画」の事業説明について

・事務局

それでは説明をさせていただきます。これより着座にて失礼いたします。資料1 地域子ども・子育て支援事業計画の説明と、参考資料と合わせてご覧ください。

・会長

すみません。委員がお二人おみえになられたので、これで全員揃ったということを確認させていただきます。途中で申し訳ありません。

・事務局

ありがとうございます。

各種の法改正によりまして、第2期計画から内容が変わった事業、また新たに地域子ども・子育て支援事業に加えられる事業がありますので、そちらについて簡単に説明したいと思います。

最初に、従来から変更になった事業でございます。1ページ目をご覧ください。①利用者支援事業につきまして、従来は母子保健型があったんですけれども、児童福祉法の改正によりまして、この型がこども家庭センター型と変更されました。また、同法の改正によりまして、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとされました。地域子育て相談機関とは、子育て世帯の不安解消や、状況把握の機会を増やすことを目的として、気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、こども家庭センターを補完するとともに、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うものでございます。

3ページをご覧ください。令和6年6月に成立いたしました、子ども・子育て支援法の改正によりまして、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、こども誰でも通園制度が、地域子ども・子育て支援事業計画として位置づけられることになりました。なお、この資料の番号につきましては、いわゆる13事業の項番とは連動しませんので、項番となるかどうかにつきましては、今後の国の通知次第で変わってくるものですので、番号についてはあまり気にしなくて結構でございます。

まず、産後ケア事業についてでございます。産後ケア事業は、産後において家族等の援助が受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援、その他母子の健康維持及び増進に必要な事業で、産後安心して子育てすることができる支援体制を確立し、母子の心身の健康の維持・増進を図る事業でございます。当市においては令和6年度より、東京都の財源を活用して、事業を開始しております。

次に、妊婦等包括相談支援事業は、妊婦、その他配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業として新設され、あわせて創設される妊婦のための支援給付と組み合わせ、妊娠中の身体的、精神的、経済的な負担を軽減する、総合的な支援を行うこととされております。

次に、こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフサイクルにかかわらない形で支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度でございます。

両事業とも、市町村は量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期を定め、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する必要がありますが、量の見込みや確保方策の設定方法について、現時点では国から示されておりません。

以上が、子ども・子育て支援法に係る改正に伴う新規事項となります。

次に、令和4年の児童福祉法の改正により加えられた新規事業もあります。そちらについて説明します。

3ページ中段をご覧ください。まず①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設されまして、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支

援訪問事業と合わせまして、家庭支援事業という形でくくられることになりました。この新しい3事業の内容をご説明いたします。

①子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐという事業でございます。この事業の創設に伴いまして、従来行っておりました養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助に関わる部分は新しい子育て世帯訪問支援事業に一本化し、養育支援訪問事業は、保健師等による専門的相談支援に特化して、実施していくこととなります。

次に②児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対しまして、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るといった事業でございます。

③親子関係形成支援事業は、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対しまして、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じまして、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るといった事業でございます。

次期の子ども・子育て支援事業計画は、この後ご審議いただきます従来の事業の確保方策等に加えまして、ただいまの新規や変更事業の計画を折り込んだものとなります。こちらの新規や変更等の事業の案につきましては、次回の会議にお示していきたいと思っております。なお、国から発出が予定されております量の見込みの算出等の考え方の手引きというものが、改訂版が出る予定ですが、またそれらや指針等を踏まえまして、全体像をまとめましたら次回の会議で委員の皆様には計画の案としてお示ししたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

・会長

ありがとうございました。議題2に関しましては、今事務局からお話がありました、一部改正、今までずっとお話をさせていただいていた13事業の一部改正が、まず1つですね。それから、令和7年の4月から新しく行われる事業の話。そして令和8年の4月から行われる事業の話の、3つあります。この後の次第3につきましては、今センター長からお話がありました、これまでの確保方策の案について、皆さんにご審議いただけるというところでございます。今説明がございましたけれども、まだ国から示されていない、いろんな事項もございますので、委員の皆様からご質問をいただきたいとは思いますが、現時点では事務方としてお答えできないところもあるかと思うので、その点はご了承いただきたいと思います。

次第2のところで、何か気になるところなどございますか。いかがでしょうか。こども家庭庁が発足されて、より充実した整備というものが新しく出てくるなど、一定の国の動きが見えてとれるのかなと感じているところでございます。いかがですか。

また事業に関して、特にご説明をお聞きになられたい場合は、この後でも結構でございますの

で、手を挙げてご発言いただけるということによろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは引き続き、国の手引きなどの情報を参考に、事務方の方で進めていただきたいと思います。またそれが整い次第、公表していただきたいと思いますので、事務局よりお願いいたします。

それでは次に、次第3「量の見込みと確保方策（案）の検討」についてです。事務局よりお願いいたします。

3. 「量の見込みと確保方策（案）の検討」について

・事務局

それでは次第3につきまして、こども家庭センター、健康課、子育て支援課、児童青少年課で説明いたします。

・会長

すいません。今、資料1でご説明いただきましたが、国が今新しく考えている事業等につきましては、参考資料のパワーポイントで、更に詳しく書かれている資料を用意していただきましたので文章で書かれているもの以外に、こういった絵でどういう事業なのかという目的や施行内容、全体像はこちらに書かれておりますので、ぜひこちらも参考にさせていただければと思います。

・事務局

恐れ入ります。よりしくお願いいたします。それでは次第3につきまして、説明をしていきたいと思います。まずこども家庭センターからです。資料2をご覧ください。まず本資料全体の仕組みについて、私の方から説明をさせていただきます。

こちらの表は、国が示した量の見込み及び確保方策の記入形式を利用して作ったものでございます。1ページから8ページまでの各事業の表中、量の見込みにつきましては、これまでの会議でお示ししました、【教育・保育事業】【地域子ども・子育て支援事業】の量の見込みを記載しておりまして、この量の見込みに対応する各事業の確保方策を、②の確保方策の表に記入しております。そして表中にあります、②確保方策－①量の見込み＝差し引きが0以上になっている事業につきましては、計画期間中に量の見込みに対応した確保ができる、といった見方をするようになります。それでは、各事業の確保方策につきまして、説明していきたいと思います。

・事務局

それでは、子育て支援課よりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。【教育・保育事業】の確保について、でございます。まず、令和7年度をもとに、ご説明させていただきます。横軸に認定区分1号、2号、3号とございまして、①量の見込みという行がございます。こちらは前回7月24日開催の会議でご説明いたしました、教育・保育の量の見込みの算出量補正值が記載されております。表の区分も前回会議と同様となっており、2号認定につきましては、幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者の方と、それ以外の方。3号認定につきましては、0歳、1歳、2歳という区分に分けております。

次に、②確保方策でございますが、この表で4種類に分けて行を作成しております。1つ目の特定教育・保育施設は、市より施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定

こども園、保育所となっております。その下の、確認を受けない幼稚園は、1つ目で説明した施設以外の幼稚園ということになります。更にその下の、特定地域型保育事業は、例えば東久留米市でいえば、家庭的保育事業と小規模保育事業が該当するものでございます。更にその下の、認可外保育所は、認証保育所または定期利用保育施設、企業主導型保育施設の地域枠となります。1番下の②－①という行につきましては、先ほどの②確保方策から①量の見込みを引いた人数を記載しており、各認定区分において、量の見込みを確保量が上回っております。教育・保育事業の説明は以上となります。

・会長

ありがとうございます。ここまでのご説明で、皆様から何かご意見、ございますでしょうか。前回の会議のときに、こちらの数字の方はある程度お出しさせていただいていたかと存じます。この後の議論もそうなんですけれども、前提といたしましては量の見込みそれから確保方策に関しまして、まず国の指針を基準として、量の見込みそれから確保方策を落とし込んでいます。更に東久留米市独自の補正を算出してこちらの数字に落とし込んでおりますので、その辺りお含みおきいただきまして、ご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

とりあえず一旦進めさせていただいてよろしいですか。まるごと資料2のご説明をしていただいて、その後皆さんから質疑いただければと思います。それでは引き続きお願いいたします。

・事務局

それでは2ページ目からの【地域子ども・子育て支援事業】の事業について、各事業所管課から説明をさせていただきます。まず、こども家庭センターと健康課所管の事業について説明をいたします。

(1) 利用者支援に関する事業の確保についてでございます。この利用者支援事業は、令和5年度に行いましたニーズ調査から、自動的に量の見込みが算出されるというものではございません。これまで実績といたしまして、子育て中の親子や妊婦等が保育に関する施設、あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して、円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、令和5年度までは市役所の窓口で実施をしておりました。また、妊娠期から子育て期、就学前に当たるまでの切れ目のない支援を関係機関と連携しながら行う、こども家庭センター型をこども家庭センターと健康課で現在実施しております。第3期におきましても引き続き、この両事業を進めてまいりますので、特定型、こども家庭センター型ともに、量の見込み、確保方策について、それぞれ1か所ずつということになります。なお、新規事業の地域子育て相談機関につきましては、冒頭ご説明した通り、現在調整中ということになっています。

次に(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)でございます。この事業は、保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもを、市が委託する児童養護施設または乳児院に子どもを預けることができるといった事業でございます。この②確保方策でございますが、現在東久留米市が行っております事業内容といたしましては、清瀬市内にあります子供の家、またナザレットの家で行っているショートステイということになります。こちらにつきましては、委託の形式で行っておりまして、年間を通して毎日4人分の部屋を確保しているという内容になっておりますので、365日×4人分ということで、1460という確保の数字になります。1番下の行②－①の計算結果の通り、計画期間中の確保、達成が

できると考えているところでございます。

次に3ページの(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業でございます。この事業は、家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談・指導・助言、その他必要な支援を行うものでございます。なお、本事業もニーズ調査から自動的に量の見込みを算出するものではなく、延べ訪問件数等を勘案して推計ということになっております。また、今後の本事業の対象年齢の人口動向を加味し、本表のような量の見込みとなっておりますところでございます。これに対する確保方策といたしましては、実施体制がこども家庭センターの職員、実施機関として東久留米市こども家庭センターという形となっております。

次に(6)地域子育て支援拠点事業でございます。この事業は、小学校就学前の子どもとその保護者が集まりまして、一緒に遊びながら交流する、ふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせする他、子育てに関する悩みについての相談を行います。確保方策といたしましては、現在この事業、地域子育てひろば上の原、また、地域子育て支援センターはこぶね館で行っている事業でございますので、その内容として2ヶ所ということで、次期計画にも確保方策として記載させていただきたいと思っております。

こども家庭センター所管の事業は以上でございます。

・事務局

それでは続きまして、健康課所管の事業についてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。3ページの(4)乳児家庭全戸訪問事業でございます。この事業は生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師または助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供、乳児およびその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業でございます。この事業はニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではなく、令和7年度から11年度までの0歳児人口の将来推計を、量の見込みとしているものでございます。なお、この事業の量の見込みの単位は人となっております、確保方策の単位は訪問数となっております。そして訪問率として%で示させていただきますと、100%ということになるものでございます。最後に1番下の確保方策でございますが、実施体制といたしましては12人、こちらは正規及び会計年度任用職員の保健師7人と、委託助産師5人を合わせた12人となります。実施機関といたしましては福祉保健部健康課で、委託団体等につきましては公益社団法人東京都助産師会、東久留米・清瀬・西東京地区分会となります。

次に5ページをご覧ください。(10)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)でございます。この事業は、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業でございます。妊娠確定後、妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健診と妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診を一部公費で受診できる受診票をお渡しします。なお、本事業もニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではなく、0歳児人口の将来推計ということになっており、当該年度の妊婦は、次年度の0歳児人口と同数となっております。表の内容でございますが、①量の見込みの単位は、受診券配布件数となっております、これに②の1人あたりの健診回数19回を掛けますと、当該年度の総健診回数となるものでございます。最後に1番下の確保方策でございますが、実施場所と

いたしましては、委託医療機関、実施時期は通年を通じて実施するものでございます。実施体制につきましては個別とございますが、健診につきましては集団健診、個別健診という形式がございますが、本事業は個別健診でございます。検査項目につきましては、国が定める基本的な妊婦健康診査項目ということでカッコ書きさせていただいておりますが、体重・血圧・尿・血液検査、その他となっております。

健康課所管の事業の説明は以上でございます。

・事務局

地域子ども・子育て支援事業のうち、こども家庭センター、健康課の所管事業の説明については以上でございます。いったん会長にお返しいたします。

・会長

ありがとうございます。様々な事業の量の見込み、確保方策がお示しされております。この数字について何かこれはこういう意味でしょうか、ないしは、この意味をもう少し詳しくお聞きしたいですなど、委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

ないですか。大丈夫ですか。

ないようでしたら私からいいですか。書き方の問題で、例えば（４）に関しては訪問率ですよね。これ数字だけ見ていくと、②－①で、そこまでずっと普通の数字だけを追ってきたのに、いきなり１００と書かれると、これまで見てきた内容と同じように思われるので、もし可能であれば、その項目の横のところに％という文字を付け加えた方が親切かなと思いました。これはそんなに難しい話ではないと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

併せて（６）なんですが、これはご説明いただいたように２か所で行われているという場所の話と、人数の話が一緒になっているんですね。この辺りはお示しできないのか、それとも何かこのようにお示しする意図があるのか、お答えいただければと思います。

・事務局

訪問率のところにつきましては、計画書に落とし込む段階で精査いたしまして、綺麗な形でお示しさせていただきたいと思います。また、もう１つのご質問の、地域子育て支援拠点事業につきましては、１か所あたりの事業を展開するにあたりまして、定員制を採っていない、オープンでいつでも誰でも来られる形の事業の展開をしております。定期的に行われている事業につきましては、事前申込制のものもありますけれども、普段のご利用に関しましては、定員を設けず、自由に来ていただいてもいいですよ、という形を採っておりますので、量の見込みにつきましては、実績に応じた形で見込みを立てておりますけれども、それに対して、同じ数字を盛り込むことも可能ですし、それよりもいっぱい来たら溢れてしまうのか、というところでもないということから、うまく数字の表記の仕方ができないため、従来からこれは２か所という形で表記をさせていただいております。

・会長

ありがとうございました。皆さん、今のいかがですか。ご意見ありますか。従来通りということですが、池邊委員、何かございますか。

・委員

そうですね。確保方策は2拠点ということで2なんですけど、できればその2拠点で行われた事業の数字を、年何回やって2か所でいくつという方が、人数と確保方策のマッチングとしてはいいのではないかと思います。

・会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

・事務局

少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

・会長

他にいかがですか。今の事務局からのご説明であれば、例えば（4）も同じような表記でも、問題なさそうな気がしないでもないんですけども。それは難しそうなんですかね。2か所でやっているよ、ということ、枠を設けて書いていただければと思うんですけども、ご検討いただける余地があるかどうか。

・事務局

現在、国から示されております手引きの中に、この表の形、上段については、何人日、何か所というふうに、国の表記がこうになっておりますので、表記そのものについてはこの形を踏襲させていただきたいと思います。しかし、委員からいただいたご意見を踏まえまして、実際の利用か所ごとの見込みというのができるかどうか、検討させていただきたいと思います。

・会長

ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。数字の意味合いだとか、もう少し詳しくお聞きしたいことなど、ございませんか。いかがですか。こちら今までずっと1期、2期とやってきておりまして、私も数字を扱う仕事もしている関係上、やはり経年変化を見るということは、非常に重要な見せ方だと承知をしているところです。ですので、これまで国に準拠した形で表記されているので、それはしっかりと踏襲すべきだと思っております。ただ、委員からお話がありましたように、少しわかりづらいこと、わかりにくいものがあれば、追記していただくような形でご対応できればなど、検討していただければなど思っている次第でございます。

皆様、よろしいですか。では一旦こちらはこれで区切りにして、次に進めていきたいと思えます。事務局よろしく願いいたします。

・事務局

それでは、【地域子ども・子育て支援事業】のうち、子育て支援課の事業をご説明させていただきます。2ページにお戻りください。（2）時間外保育事業（延長保育事業）でございます。こちらは2号認定、3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園・保育所等において保育を実施する事

業でございます。②確保方策は、各園の延長保育の実施状況を勘案し、令和7年度から令和11年度までの確保方策の数字を載せております。

次に3ページ(7)病児保育事業(病児・病後児保育事業)でございます。この事業は、子どもが病中または病気の回復期であって集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業でございます。令和7年度から②確保方策が880という数字となっておりますが、これは定員4名の施設の稼働日数を、概ね220日と想定しまして、220かける4で880というような数字となっております。

次に5ページ(9)一時預かり事業でございます。この事業は、急な用事など家庭で一時的に保育が困難となった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業でございます。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も、一時預かり事業に含まれます。まず①一時預かり事業(幼稚園型)ですが、こちらは主に幼稚園、認定こども園を対象とした事業で、市内の幼稚園、認定こども園に意向調査を行い、その結果をもとに各年度の確保方策の数字を載せております。②一時預かり事業(幼稚園型以外)のファミリー・サポート・センター事業分を除いた部分について、ご説明いたします。こちらは、現在保育所等で行われている一時預かりの、これまでの実施状況を勘案し、令和7年度から令和11年度までの確保方策の数字を載せております。

次に9ページをご覧ください。一番下の(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業、ページめくっていただいて、一番上(13)多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業でございますが、こちらはニーズ調査から自動的に量の見込みが算出されるものではありません。なお、両事業とも目標値を設定するものではなく、申請に基づき適切に給付等を行うことから、第1期及び第2期事業計画に引き続き、量の見込み及び確保の内容は設定しないものでございます。地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て支援課所管の事業の説明は以上となります。

・事務局

それでは、児童青少年課より【地域子ども・子育て支援事業】の残りの事業、児童青少年課所管の事業について、ご説明させていただきます。まず3ページ(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)でございます。この事業は、子育てのお手伝いをしたいサポート会員と、子育てのお手伝いを受けたいファミリー会員による、組織的な相互援助活動、有償ボランティア活動でございます。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。また、(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)につきましては、就学児童分の量の見込みと確保方策の数値が記載されております。確保方策といたしましては、現在のファミリー・サポート・センター事業の実施状況を勘案し、令和7年度から令和11年度までの確保方策の数字を載せております。一番下の行、②-①の計算結果の通り、計画期間中の確保の達成ができると考えております。なお、前回の会議でお示ししました、量の見込みの数値についてでございますが、算出する際の基礎値を活動件数としてお示しましたが、より実数に近づけるために、依頼件数を基礎値に変更しております。そのため、前回お示した量の見込みの数値より、増加しております。

次に5ページ(9)一時預かり事業(幼稚園型以外)のファミリー・サポート・センター事業について、でございます。事業内容や確保方策につきましては、先ほどの(8)子育て援助活動

支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）でご説明した通りでございます。（８）の事業の、就学前児童の量の見込みと確保方策の数値が、この表に記載されております。確保方策といたしましては、就学児童と同様、現在のファミリー・サポート・センター事業の実施状況を勘案し、令和７年度から令和１１年度までの確保方策の数値を載せております。一番下の行、②－①の計算結果の通り、計画期間中の確保の達成ができると考えております。

続きまして６ページ（１１）放課後児童健全育成事業（学童保育）について、でございます。量の見込みを算出するにあたり、国の手引きにより算出した推計値と、実際の利用の実態に乖離があったことから、東京都児童推計及び学童保育所の令和２年度から令和６年度にかけての、児童数に占める４月入所申請割合の平均を利用し、数値の補正を行っております。令和７年度の各学年の見込み量につきましては、東京都児童推計（令和５年度教育人口等推計報告書の数値）の各学年の児童数に、令和２年度から令和６年度にかけての、児童数に占める４月入所申請割合の平均及びその増減率を学年ごとに掛けて算出しております。令和８年度から令和１１年度につきましては、国の手引きにより算出した補正前の推計値の増減率に合わせて、令和７年度の見込み量から推移するものとして算出しております。各小学校区の各学年の見込み量につきましては、令和２年度から令和６年度における４月１日入所の、各小学校区の各学年の申請数における割合の平均から算出しているところでございます。次に確保方策でございますが、量の見込みに対しましては、現状、所舎のみで運営している学童保育所及び所舎と学校から特別教室などを借用して運営している学童保育所がございますが、必要に応じまして、更なる特別教室などの借用により、対応してまいりたいと考えているところでございます。各小学校区の確保方策につきましては、配付の資料の通りでございます。以上でございます。

・事務局

ご説明ありがとうございました。ここまでで、資料２の全ての説明が終わったことになると思いますので、改めて委員の皆様、確保方策の数値について、何かご質問またはご意見がございましたらお願いします。特に問題がなければこの数字でいきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

・委員

６ページの放課後児童健全育成事業（学童保育）なんですけれども、令和７年から令和１１年にかけて、軒並みどこの校区も児童が減っていく、どの校区もそのようになっているかと思うんですが、正確な数値は把握していないんですけれども、学校によって減り具合が大きい校区と、あまり減らない校区があるのではないかなと感じております。その中で、どの校区も同じような割合で減っていくという考え方でよいのでしょうか、というのが１点です。

あと三小地区だけ、令和１１年度の②－①の数字が０となっているので、三小地区に何かあるのかな、と思ったのが２点目です。

・会長

事務局お願いいたします。

・事務局

各学校区の各学年の年度における推移でございますけれども、この見込み量を出すに当たりまして、7年度の見込み量を先ほどご説明した方式で算出しております。それ以降、8年度から11年度までにつきましては、国の手引きにより算出された推計値の推移、増減率をかけて出しているものでございますので、数字としましては、地区によりその増減率を出したのではなく、全体の増減率を用いて算出しているものでございます。

2つ目の、三小地区の令和11年度の差し引きが0になっているところでございますが、見込みにおきまして、11年度の見込みが全体で130となっておりまして、その前年度までは160の確保方策としておりますが、特別教室1教室当たり30名で換算しておりまして、この見込み量に対して、必要な特別教室等の確保としましては、1教室を減らした状態で確保方策を算出していることにより、見込み量と確保方策の数字が同一になり、その差し引きが0ということになっております。

・委員

ありがとうございます。三小地区の0のところのご説明なんですけれども、1教室を減らすのは、何か理由があるんですか。

・事務局

令和10年度の見込み量が131人で算出しておりまして、131人を受け入れるためには131人以上の確保方策が必要になるということで、特別教室を1教室必要といたしますので、確保方策としては160。翌11年度に関しましては、見込み量が130ということで、これにつきましては教室の必要数というところから、1つ教室を減らした状態で確保方策を出しておりますので、その差し引きからするとゼロということになります。

・会長

よろしいですか。

・委員

はい、わかりました。1教室あたりの人数で算出しているということですね。

・会長

委員の皆様、今のご質問とご回答はご理解いただけましたでしょうか。量の見込みは令和7年度から11年度、特に地区を考慮せずに、全体として国の方針に従って数字を出しているということですね。他にはいかがですか。

では私の方からいいですか。今の0の人数じゃないですが、この資料の中で1つだけ、②ー①がマイナスになっているところがあります。五小の7年度ですね。ここについて、何かご説明いただける内容はございますでしょうか。

・事務局

こちらは量の見込み量に対し、確保できる量といたしまして、所舎と特別教室3教室を想定した数になっておりますが、4教室目の確保というのはなかなか困難であると考えておりますので、

この初年度に関しましてはマイナス表示になっております。翌年度以降につきましてはマイナスではなく、十分確保できる見込みとなっております。この確保方策の出し方としましては、所舎の定員と特別教室の1教室30人ということで計算させていただいていますが、実際の受け入れの際には、所舎の面積に合わせまして、弾力化ということで、幾分定員よりも上回った状態で受け入れが可能となりますので、そういったことからすると、このマイナス1というのは、弾力化により飲み込める状況であると考えております。

・事務局

ありがとうございます。最後の説明を聞いて、納得はしたところでございます。先ほどの委員からの質問と同じことだと思いますが、少ない場合はどうするの、多い場合はどうするの、決まった人数に対して1人でも多かったらこうします、1人でも少なかったらこうしますというロジックからすると、今の説明は半分理解できるんですけども、ロジックとしては非常に難しい判断かな、と個人的には感じています。今の私の説明はご理解いただけましたでしょうか。とはいえ、その131名の1という数字については、弾力的な運用によって、事務方としては、この130名の確保方策で何とかできる、と判断しているということによろしいですか。はい、ありがとうございます。他に皆さん意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

丁寧なご説明いただきまして、事務方ありがとうございます。本日説明のあった部分の確保方策につきましては、特段委員の皆様からご意見ございませんでしたので、この数値でいきたいと思えます。つきましては次回の会議に向けて、残りの確保方策を進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

私から少しくレームがあります。資料の作り方ですけど、5ページの例えば②一時預かり事業も、枠の中に全ての文字が入っていません。ファミリー・サポート・センター事業のところですね、はみ出ています。それから9ページのところも、(12)のヘッダーだけが9ページに残っていて、少し見にくいという点。それから3ページもそうですね。最後の②-①だけが1行、こっちに残っていて、これは見落とす可能性も非常にあるので、数字を扱う場合には少し余裕を持って、一つの表がぱっと見えて間違いがないように慎重にお作りいただけると、見てる方も数字を追っていくときに間違えないで済むと思いますので、次回以降その辺り、気にしていただいて資料の作成をお願いいたします。

それでは次に次第4. 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について、です。事務局お願いいたします。

4. 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について

・事務局

資料の作成につきましてはご指摘を踏まえまして、反省して改善していきたいと思えます。

それでは令和7年度から5年間の、第3期東久留米市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）につきまして説明をいたします。

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましては、国から子ども・子育て支援法に基づく基本指針が公表されておまして、第2期事業計画もその指針に基づいて作成をしてきました。第3期の支援事業計画策定に当たりましては、改正された基本指針が令和4年4月1日に施行されておまして、この指針に基づきまして第3期の事業計画の骨子案を作成したところで

ございます。本日お示しの骨子案は、出来上がりのイメージと捉えていただければと思います。

表紙をめくっていただきますと目次がございますが、章立てにつきましては2期までの事業計画と同様になっております。まず第1章として、計画策定の概要がございまして、2～14ページですが、今回この事業計画を作成する際の背景や趣旨、期間などについての基本的な内容を記載する章でございます。また、子ども・子育て支援制度や、各事業の説明などもこちらに記載をします。

第2章の子ども・子育て支援等の現状、16～27ページですが、こちらには東久留米市の人口や出世についての近年の数値、市内の幼児期の教育、保育施設の現状、また昨年実施させていただきましたニーズ調査の結果の一部を紹介する章でございます。

次に第3章の基本事項、29～49ページになりますが、こちらが本計画の核となる部分でございます。国の基本指針にも支援事業計画の必須記載事項として示されている項目となります。内容といたしましては、提供区域の設定、各年度における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、さらに幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について、記載していきます。こちらにつきましては、前段でご説明させていただいたものを埋め込んでいくことになっております。さらにここには、今回から新たに地域子ども・子育て支援事業に追加された新規の事業等についても、記載していくことになります。ちなみに、黄色く網掛けしてある文章につきましては、現在の計画でイメージを作るために載せておりますけれども、これは新規計画に合わせてアップデートしていくことを考えております。

次に51ページから始まる第4章、その他の事項ですが、こちらは国の基本指針において、任意に記載する事項として示されている項目でございます。現時点では、第2期計画の内容を抜粋して記載しておりますが、今後は市内部の調整にて内容を記載していきたいと思っております。

60ページから始まる第5章、計画の推進では、本計画の推進体制や進捗状況の管理について記載いたします。

最後に62ページからの資料編でございます。第2期計画の中では、その前の第1期の平成30年度の進捗状況を、事業ごとに詳しく掲載しておりましたが、第3期の今回の計画では、前回のようには全部の進捗状況は記載せず、こちらについてはホームページで全て詳細に掲載しておりますので、そのホームページに誘導できるURLを掲載していきたいと考えております。それ以外の項目といたしましては第2期と同様で、情報を更新したものを記載していきたいと考えております。

以上、骨子案についてのご説明でございました。この内容をもとに、子ども・子育て会議の委員の皆様のご意見を賜りながら作成を進めたいと考えております。今回骨子案を示させていただきましたが、次回の会議で素案の形にしてご提示をし、その委員会でのご承認を得られましたら、12月の初旬から市民に向けてパブリックコメントを実施していきたいと考えております。

・会長

ありがとうございました。第3期東久留米市子ども・子育て支援事業の骨子案ということでございます。今、センター長からございました通り、次回子ども・子育て会議において、今日皆さんからご意見いただいたものを含めて、事前に提出していただいた素案に対して、こちらの委員会で改めて審議をさせていただくという運びとなります。よろしくお願いいたします。非常に資料としては多くございますが、基本的には今日お話をいただいた確保方策や量の見込みを

中に入れさせていただき、前段の方ではニーズ調査の結果を入れさせていただくということで、従来通りの基本計画、支援事業計画の流れになっているのではないかと思います、皆様の方でいかがでしょうか。何か気になる点はございますか。

こちら構成については、基本的に第2期ものと同様ということではよろしいでしょうか。

・事務局

構成そのものは前回は踏襲した形になります。

すいません、補足でご説明をさせていただきたいので、9ページをご覧ください。地域子ども・子育て支援事業でございます。こちらが従来の法でいうところの、13事業を並べたところなんですけれども、これが(19)まで伸びておりますが、ここの整理につきましては今後の国の指針が出た段階で、この項立ての番号の整理はさせていただきたいと考えております。

・会長

ありがとうございます。おそらくその影響があつて、資料2で番号がずっと(1)から振られていたものも、こちらと照らし合わせると番号が合わないということになっています。それは今、センター長からお話が合った通り、今後国の指針が示されていきますので、それに合わせてお作りしていただくということでございます。

改めて見ていただいて、何かございましたら挙手にてお願いいたします。よろしいですか。委員の皆様からご承認いただくのは次回になりますので、今日このタイミングで全て見きれないということもあろうかと思っておりますので、この後もし何かお気づきの点がございましたら、事務局の方にご連絡をいただければと思います。次回のタイミングの中で、いただいたご意見も含めて、素案の承認という形になると思います。池邊委員どうぞ。

・委員

先ほど会長からのご指摘があったところで、エクセルのシートのことをおっしゃっていましたが、今もちらっと見たところ、ちょっと誤字・脱字とか、気になるところがすぐ散見できましたので、これを出すにあたっての構成というのは、どのような形でされているのかな、と思いました。

2ページの冒頭、すぐ2行目にありますよね。過去最少「を」となりました、というところで、最初に引っかかってしまったんですが。あとは3ページの(3)で、「また、平成26年度には」の後の「平成24年」に制定された、他を見ると大体「年度」で統一されているので、これは「平成24年度」に制定された、の間違いではないのかなと、気になりました。それから11ページの(18)(19)に関しては、文章の最後に丸がついています。他のところに丸はついていないんですね。そういう細々としたところが、たくさんあるように見えたので、そちらの構成などにも注意をしていただくといいかと思いました。

・会長

ありがとうございます。改めて確認していただければと思います。37ページにこれから入ってくるようなものもあるので、とりあえず今はこういう形で埋めさせていただいてるんじゃないかな、という理解はしておりますので、先ほどの資料2も含めてですけれども、改めて素案を

お出しいただくときには、ご配慮いただければと思います。また皆様も多くの目でこういったご指摘、特に誤植についてはたくさんの方が見つけやすいということもございますので、一度皆様の方でも、改めてこちらの骨子案を熟読していただければと思います。

また66ページにつきましては、橋本委員が9月末をもってということですので、ここも表記が変わるという認識でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

改めて骨子の部分につきまして、皆様ご意見いかがですか。大丈夫ですか。再度、くどいようですが、素案を次回の会議でお示しいただいて、ご承認をいただく流れとなっております。その後パブリックコメントへと続いていくスケジュール感かと思います。ですので、この骨子案、今、池邊委員からご指摘いただいたようなことも含めて何かご質問等ございましたら、事務局の方に電話・メール等でご連絡いただければと思います。この場では大丈夫ですか。よろしいですか。ありがとうございます。

ではこの骨子案と次回以降の会議に向けて、素案を進めていただければと思います。次に次第5、認定こども園における3号認定こどもの利用調整について、こちら報告になるうかと思いますが、事務局よろしく願いいたします。

5. 認定こども園における3号認定こどもの利用調整について

・事務局

それでは子育て支援課より、認定こども園における3号認定こどもの利用調整について、ご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。認定こども園の利用に係る利用調整は、保育所と同様に、市町村が利用の調整を行うことを原則としているところでございますが、国が定める要件を満たす場合には、認定こども園において第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定することができます。このような中、本市の認定こども園における2号認定こどもは、認定こども園において第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定しており、令和7年4月1日より市内の認定こども園の中で、1、2歳児（3号認定こども）を受け入れる見込みのある施設があることから、3号認定こどもについても、2号認定こどもと同様の利用調整をしていきたいと考えております。

参考としまして、認定こども園における3号認定の申請の流れ図を、一番下に記載しております。説明は以上となります。

・会長

ありがとうございます。私の理解がついてきていませんので、すぐに全てを飲み込むのが難しいのですが、確認ですけれども、こちらの方は法に遵守して、このように東久留米市の方で進めていくという、まずはそういう理解でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

現場の皆さんからいかがでしょうか。認定こども園における3号認定こどもの利用調整について、というご説明でございますが。

・委員

前提の知識が足りないのかなと思うんですが、今までは3号認定の仕組みがなかったところに、つくりましょうというお話だという理解で合っていますか。

・事務局

ご説明が駆け足で申し訳なかったんですけども、まず認定こども園や幼稚園は、3、4、5歳が基本的には対象になる施設になります。3号認定児については、0歳、1歳、2歳なんですけれども、来年の4月1日より、市内の認定こども園の中で3号の1歳、2歳を受け入れる見込みがある施設が、新たにその枠ができるということで、その利用調整についてどうしていくかということで、これまでの3、4、5歳の利用調整と同じように、1歳、2歳の3号認定もやっていきます、というようなご説明でございました。

・事務局

ありがとうございます。バージョンアップだということがわかったので、良かったです。

・会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

・委員

ちょっとした疑問ですが、0歳児に関しては3号認定で入った場合に、継続して1歳、2歳、そのまま入れるというケースがほとんどかと思うんですが、1歳児、2歳児から3号認定を受けた場合、そちらの利用度の点数が高かった場合、定員を超えたときに、じゃあ0歳児から1歳に上がるお子さんの方が、必要度が低かったら、退園をしなければいけないとか、そういう状況というのは生まれるのでしょうか。

・事務局

基本的には保育施設とその辺りは扱いが同じになりますので、今回のケースでいえば1歳、2歳が対象となるわけなんですけれども、1歳が持ち上がって、翌年度は2歳になりますが、その中で基本的には持ち上がっていけるような定員の枠が設定されておりますので、基本的に転園を希望しない限りは、1歳のお子さんそのまま2歳に上げられるような定員の構成になっております。

・委員

定員を超えても。

・事務局

基本的には定員を超えないようになっております。現時点で園と調整している部分でいきますと、1歳より2歳の定員の方が多いので、基本的に1歳の方は全て受け入れた上で、新規に2歳を若干名募集できるような定員構成になっているということです。

・会長

というような利用調整をしている、していくということになります。他に疑問があれば、どうぞ、小野寺委員。

・委員

図に⑤が2個あります。

・事務局

この流れ図なんですけれども、⑤が2つあるのは、これは同時に認定こども園と市の方から、保護者にご連絡をさせていただくというところで、⑤が2つある形になっております。

・会長

それも説明がないとわからないかもしれないですね。⑥にしても特に問題ないかもしれませんが。下に、⑤⑥は同時に行う、というような書きぶりの方がもしかしたらわかるかなと。単純に誤植かと思うので。そういう意味合いなのは、今聞いてわかりましたけれども、どちらかを⑥にさせていただいて、⑤⑥は同時に行う、みたいなことが下に注釈であれば、理解してもらえるかと思います。

他にはいかがですか。先ほど申し上げましたように、これは法に従って行っていく、当市でもこの受け入れ見込みの施設があることから、利用調整を行っていくというご説明をいただいたところでございます。よろしいですか。ありがとうございます。

では利用調整につきましては、引き続き法に従って進めていただければと思います。次に次第6、その他として報告等、事務局お願いいたします。

6. その他

・事務局

ありがとうございます。その他といたしまして、次回の日程等に関してご説明をしたいと思っております。

次回の子ども・子育て会議につきましては、今月末になりますが、10月29日（火）開催を予定させていただいております。時間につきましては、今日と同じ19時。場所は同じ701会議室になります。内容といたしましては、ご案内させていただいております通り、事業計画の素案についての検討、また、その他検討事項がありましたら、議題にさせていただくことを予定しております。なお、詳細につきましては、追って委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

・会長

ありがとうございました。本日本予定した内容は全て終了いたしました。先ほど申し上げました通り、こちら第3期の骨子案等につきまして、個別に何かご質問等ございましたら、事務局の方にご提示いただきまして、それを踏まえた上で、次回素案という形の中で、委員の皆様から承認をいただきたいと思います。思っております。

7. 閉会

・会長

昨日は非常に暑かったり寒かったりと、気温の寒暖差が今、三寒四温どころではありませんので、ぜひ委員の皆さんにおかれまして、健康に十分留意していただきまして、また次回10月

29日にお会いできることを楽しみにしております。

それでは以上をもちまして、閉会といたします。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。